

令和2年度 保健事業計画

1. 令和2年度 保健事業計画

静岡支部 事業計画

項目	K P I
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	生活習慣病予防健診実施率 63.7% 事業者健診データ取得率 6.0% 被扶養者特定健診実施率 26.0%
特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導実施率 16.8% (被保険者実施率 17.1%) (被扶養者実施率 9.1%)
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に 医療機関を受診した者の割合 12.9%

(参考)

インセンティブ制度評価指標

項目	指標
特定健診等の受診率	生活習慣病予防健診、被扶養者の特定健診受診者数、事業者健診結果データ取得数
特定保健指導の実施率	被保険者及び被扶養者の特定保健指導実施率
特定保健指導対象者の減少率	特定保健指導対象者数の減少 ①積極的→動機づけもしくは非該当 ②動機づけ→非該当
医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	要治療領域の血圧または血糖値判定者の受診者の増加
後発医薬品の使用割合	加入者に対する後発医薬品の処方数量

2. 健診受診者の拡大

対象	計画	内容
被保険者	新規適用事業所への受診案内	新規に協会へ加入した事業所へパンフレットを送付
	土日の集団健診の実施及び勧奨	年度後半に県内全域で土曜日、日曜日を利用した集団健診を実施
	外部委託業者による健診データ提供勧奨	健診対象者10人以上かつ生活習慣病予防健診実施率65%未満の事業所 勧奨対象 約1,200事業所（約19,000人分）
被扶養者	新規加入被扶養者への受診券発送と受診勧奨	新たに被扶養者になった者へ受診券（セット券）を発送
	市町のがん検診と特定健診の同時受診の連携	がん検診会場で協会被扶養者が特定健診を受診できる集団健診を実施 21市町と連携（熱海市追加）、4市町分発送済 【連携市町】 下田市*、東伊豆町*、河津町*、南伊豆町*、松崎町*、西伊豆町* 、伊豆の国市、伊豆市、熱海市、富士市、静岡市、藤枝市、焼津市（旧大井川町）、 島田市、御前崎市、吉田町、森町、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市 *但し、賀茂地域については、連携したものの新型コロナの影響で実施を見送り
	日曜日または商業施設での集団健診実施	8月 静岡市と連携した日曜健診（特定健診+婦人科検診） ：葵区 10月 静岡市と連携した日曜健診（特定健診+婦人科検診） ：駿河区 商業施設
	協会主催の集団健診実施	オプション測定器や市町のがん検診、健診機関独自の検査などを組み合わせた集団健診 開催時期：9月末～2月 会場数：56会場
	自己負担無料の集団健診	県内7市町で開催予定 （静岡市、浜松市、沼津市、長泉町、富士市、富士宮市、島田市、） 開催時期：12～2月 会場数：11会場

3. 特定保健指導の推進

対象	計画	内容
被保険者)	健診機関による特定保健指導の実施	47委託指導機関で当日保健指導（40機関）を含めて実施 （参考：令和元年度当日保健指導実施機関 30機関）
	委託による特定保健指導の文書及び電話勧奨と特定保健指導の実施 委託による事業所訪問勧奨と特定保健指導の実施	外部委託業者（株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア）へ業務委託 焼津市医師会 株式会社ニッショウ工販キープフィット部
	協会保健指導者の特定保健指導実施	事業所訪問を中心に実施
被扶養者	集団健診会場における健康相談と特定保健指導の利用勧奨	外部委託業者（株式会社ニッショウ工販キープフィット部）へ業務委託
	オプション測定付きの集団健診時に、受診者全員に対しての健康相談と特定保健指導の実施	健診実施機関9機関と契約
	オプション測定付きの集団健診後に、結果説明会を開催。受診者全員に対しての健康相談と特定保健指導の実施	健診実施機関3機関と契約

4. 重症化予防 コラボヘルス

●重症化予防

対象	計画	内容
被保険者	未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施	一次勧奨（協会本部実施）した者のうち、より重症域と判定される者に対し支部から受診勧奨（文書）を行う。その後、委託業者または一部の健診機関により電話勧奨を実施する。
	糖尿病性腎症対策	静岡市在住の生活習慣病予防健診受診者から対象者を抽出し、受診勧奨（文書）を行う
	喫煙者でかつ高LDLコレステロール者へのアプローチ	喫煙者かつ高LDLコレステロール者が有意に多い地域住民を対象に、受診勧奨（文書）を行う

●コラボヘルス

対象	計画	内容
事業所	禁煙に取り組む事業所の増加	3人1組禁煙チャレンジにて、禁煙を支部保健指導者がサポートする。
	適正飲酒に取り組む事業所の増加	特定保健指導該当事業所に対し、適正飲酒量などの啓発を実施する
	減塩に取り組む事業所の増加	特定保健指導該当事業所に対し、適正な塩分量、減塩について啓発を実施する

5. 新型コロナウイルスによる保健事業への影響

コロナウイルスの影響により、静岡支部の4～5月分の受診率は、前年度の5～6割程度と大幅な減少となった。

緊急事態宣言が解除されて、6月に1度回復の兆しが見られたが7月以降、感染者数の更なる増加により再び健診受診者数は減少傾向となっており、回復まではまだ長い道のりとなっている。特定保健指導についても、健診受診者数減少に伴い、特定保健指導実施件数も減少傾向となっている。また、支部保健指導者が実施する面談による特定保健指導を、緊急事態宣言が発令されている期間は中止していたことから、今後の評価実施率が伸び悩む可能性がある。

しかしながら、生活習慣病を起因とする脳血管障害や虚血性心疾患等に罹患するリスクを考慮すると、コロナ下であることを理由に、無条件に健診を受けなくてもよいことにはならない。協会けんぽとしては加入者が安全かつ安心して健診等を受けていただくことを第一条件とし、次ページの感染予防対策を行ったうえで健診等を実施するものとする。また、集団健診については地域ごとの感染状況を踏まえて、健診機関と情報交換を行い、実施の可否を検討していくこととする。

6. 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除され、令和2年4月16日から中止していた「協会けんぽ主催集団健診」等が6月1日より再開した。しかしながら、9月現在、新型コロナウイルス感染拡大については予断を許さない状況であり、引き続き、感染予防対策を徹底して実施するよう静岡支部と個別契約している健診機関へ文書で注意喚起を行った。また、感染予防対策を継続して実施しているか確認するため、後日チェックリストによる書面調査を行う予定となっている。事業所内で当協会の保健指導者が実施する特定保健指導については、事前に感染予防にかかる依頼文書を協会支部から事業所あてに送付して、感染予防対策のご協力を頂いた上で実施している。

<令和2年6月1日に健診機関へ送付した要請文>

令和2年6月1日

健診機関開設者様

全国健康保険協会静岡支部
支部長 長野 豊

健診事業における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営に特設のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、令和2年5月26日付で厚生労働省から各保険者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」が発出されたこと等を踏まえ、健診関連団体取りまとめの「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を遵守して、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策等を行っていただいたうえで健診等を実施いただきますようお願い申し上げます。

担当：全国健康保険協会静岡支部
保健グループ 鈴木・坂井
電話：054-275-6605

<チェックリスト案>

健診機関用新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト（案）		
1 入り口にアルコール消毒液は設置しているか。	はい	いいえ
2 受診者、健診施設担当職員はマスクを着用しているか。	はい	いいえ
3 発熱がある健診受診者は、当日の受診を見合わせているか。	はい	いいえ
4 受診者間の距離を確保しているか。	はい	いいえ
5 1時間に2回以上、室内換気しているか。 （機械式換気装置が常時稼働している場合は除く）	はい	いいえ
6 3密とならないよう一日の予約者数、予約時間の調整をしているか。	はい	いいえ
7 職員の手指の消毒を徹底しているか。	はい	いいえ
8 ロッカーーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベーターボタン等を1日1回以上消毒しているか。	はい	いいえ
9 職員は出勤前に体温測定しているか、また異常を認めた場合は出勤停止としているか。	はい	いいえ
10 健診機器、X線機器など受診者の身体が触れる場所を使用ごとに消毒しているか。	はい	いいえ
11 その他、令和2年5月1日付で健診8団体（日本人間ドック学会他7団体）から提出された「健康診断実施時における健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に記載されている事項を遵守しているか。	はい	いいえ

<事業所への依頼文>

健診ご担当者様

全国健康保険協会静岡支部

新型コロナウイルス感染症等拡大予防についてのお願い

平素は、全国健康保険協会の特定保健指導の実施等にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

特定保健指導の実施に当たりまして、感染拡大予防のため以下のご協力いただきますようお願いいたします。

- ・感染拡大防止のため面談室の換気にご協力ください。
- ・面談の際のソーシャルディスタンスにご協力ください。
- ・面談対象者の方に、面談前後にうがい・手洗い・マスクの着用を勧めてください。
- ・当日体調不良の方は、面談を中止してください。

なお、感染症予防対策として保健指導者はマスクをさせていただきます。また、政府より再度緊急事態宣言等が発令され、全国健康保険協会本部より指示があった場合、急遽面談を中止させていただく場合がございます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。